名古屋市告示第68号

公金の徴収に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 8年 2月20日

名古屋市長　　広　　沢　　一　　郎

1　指定公金事務取扱者の名称及び事業所の所在地
福岡県福岡市博多区東公園 6番21号
太陽・近鉄グループ
代表者　太陽築炉工業株式会社
代表取締役社長　江口　正司

2　指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
名古屋市霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）第25条第 3号に規定する使用料

3　指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8年 2月 1日

4　指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課